

健康保険

国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症の感染等に伴う療養のため 働くことができなかった場合、傷病手当金を受け取るこ とができます。

対象者

次のアからウまでの全てを満たす方

- ア 利府町国民健康保険または宮城県後期高齢者医療制度に加入している方
- イ 給与等の支払を受けている方
- ウ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または 発熱の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に 服することができず、給与等の全部または一部を受 けることができない方

支給対象期間

令和2年1月1日から12月31日までの間で療養のため就労することができない期間(ただし、入院が継続するときなどは、最長1年6月まで)

支給額

次の計算式により算出した金額 (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×就労することができなかった日数

申請(郵送での申請が可能です)

申請書、事業主の証明書、医師の意見書(医療機関を 受診したとき)等が必要となります。

詳しくは、お問い合わせください。

減収を事由とする国民年金保険料の免除申請があります

国民年金

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続により、国民年金保険料が免除されます。

対象者

- (1)令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の 影響により収入が減少した方
- (2)令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中 の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等 に該当する水準になることが見込まれる方
- ※具体的な免除等の所得基準については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

対象期間

令和2年2月分から

申請に必要な書類

状況に応じて異なりますので、お問い合わせください。 ※申請書は日本年金機構のホームページからダウンロー ドできます。

URL: https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen.html

間 町民課 保険年金班 6767-2340

申請は お済み ですか?

収入が減少した方への 保険税(料)の減免制度

減免の対象となる税目

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により以下に該当する方(1)主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方(2)主たる生計維持者の事業収入等[※1]の減少額(保険金、損害賠償等による補填額を控除した額)が前年中

金、損害賠償等による補填額を控除した額)が前年中の事業収入等の10分の3以上となる方(前年の所得要件があります)

※ 1 … 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入

対象期別

令和元年度分および令和2年度分の保険税(料)

- ●普通徴収(納付書、□座引落)
 - ・・・令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの
- ●特別徴収(年金天引)
 - ・・・令和2年2月1日以降徴収分

申請書類は状況に応じて異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

間 税務課 町民税班 6767-2117

■相談窓□一覧

電話相談受付時間 平日 午前8時30分~午後5時15分

相談内容	担当課	電話番号
新型コロナウイルス 感染症に関すること	保健福祉課	356-1334
新型コロナウイルス に便乗した詐欺や悪 質商法に関すること	産業振興課	767-2120 土・日曜日、祝日は 「消費者ホットライ ン」188
労働に関すること		767-2120
事業者の資金繰り (セーフティネット保証)・経営に関すること		
生活全般に関すること	社会福祉協議会	356-9060
	保健福祉課	356-1334
町税の徴収猶予に関 すること	収納対策室	767-2172
水道料金徴収猶予に 関すること	上下水道課	767-2126

新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口

気になる症状がある方は、こちらへご相談ください。

宮城県健康電話相談窓口(コールセンター)

電話番号 022-211-3883、022-211-2882 受付時間 24時間(土・日曜日、祝日も実施)